



こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度は、月10時間までの範囲で、就労要件を問わず時間単位で保育所等に通園できる制度です。保育所等に通っていないこどもが同じ年頃のこどもと触れ合うなど、家庭だけでは得られない経験を通して、こどもの育ちを支えています。

対象こども

- 保育所等（認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育施設含む）に通っていないこども
 - **0歳6ヶ月～満3歳**未満（3歳の誕生日の前々日まで）のこども
- 注）上記の条件を全て満たしている必要があります。

市内実施施設

- 高州保育所（高州 2-259-2）
 - 早稲田保育所（早稲田 3-18-13）
- ※施設詳細は本手引きの裏面をご覧ください。

利用時間

- 利用上限 **月10時間**（**1時間を下限に30分単位**で利用可能）
- 注）各月の上限であり、未利用時間があっても翌月以降に繰り越すことはできません。

利用料金

- 300円/1時間（30分単位での利用は150円）
- ※利用料は施設ごとに異なる場合があります。

利用方法

- こども誰でも通園制度総合支援システムによる電子申請
<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



電子申請フォーム

その他

- こども誰でも通園制度実施施設であれば、市外の施設もご利用いただけます。
- 三郷市外在住の方は、住所地の市区町村から認定を受ける必要があります。

【お問い合わせ先】三郷市こども未来部すこやか課 Tel048-930-7784

利用までの流れ

電子申請フォーム



1. 利用申請



- ・利用申請するにあたってメールアドレスをご用意ください。
- ・こども誰でも通園制度総合支援システム（以下、システム）から利用申請をします。

【添付書類（該当する方のみ）】

*障害者手帳（手帳を持っているおこさま）など

*医師の指示書（医療的ケアの必要なおこさま）

※医療的ケア児の指示書は三郷市指定のものをお使いください。➡



【利用料の負担軽減申請の方】（次ページも参照ください。）

*課税証明書（三郷市で課税額確認出来ない方）又は生活保護受給証明書（受給中の方）

*ひとり親が確認できる書類（ひとり親の方のみ。生活保護受給証明書提出の方は不要）

- ・要件に該当している場合は、申請から1週間程で利用登録されます。
- ・要件に該当していない場合、申請却下通知のメールが届きます。

※システムによる申請ができない場合には、ご相談ください。

2. 情報登録

- ・利用登録が完了したら、登録したメールアドレスに完了通知が届きます。
- ・システムにログインして保護者・おこさま情報を登録してください。

3. 初回面談



- ・初めて利用する施設または、直近の利用後、6か月利用のない施設では事前に面談が必要となります。システムから利用希望施設を探して面談希望日の2日前の正午（その日が施設の休業日に当たるときは、その直前の平日の正午）までに面談予約をしてください。
- ・面談予約が確定すると通知が届きますので、面談日に予約した施設でおこさまと一緒に面談を受けてください。

【持ち物】

*認定証（システム上で確認出来ます。） *母子健康手帳

*アレルギー検査結果表（アレルギーのあるおこさまのみ）

*医師の指示書など（医療的ケア児・特別な配慮が必要なご病気のあるおこさま）

※施設によって持ち物が異なる場合がございます。システム等でご確認ください。

4. 利用予約



- ・初回面談を受けた施設がご利用いただくことが可能と判断した場合、通知が届きます。
- ・通知後、システムで面談を受けた施設の利用予約をすることが出来ます（仮予約）。
- ・施設側で仮予約を承認すると、予約確定の通知が届きます（本予約）。

予約受付開始	予約受付期限
利用希望日の30日前	利用希望日の2日前の正午 (その日が施設の休業日に当たるときは、その直前の平日の正午)

※システム上、予約内容の変更は出来ません。変更したい予約を一度キャンセルしてから再度予約していただくこととなります。再予約の際は、予約受付期限やキャンセルの取扱いにご注意ください。

5. 利用



- ・登降園時に施設が提示する QR コードを読み取り、登園及び降園時間の打刻を必ず行ってください。
- ・施設へ利用料をお支払いください。
- ・初回利用終了後は事后面談があります。

【持ち物】

*認定証（システム上で確認出来ます。）

※利用施設によって持ち物が異なる場合がございます。面談やシステムでご確認ください。

【利用料の負担軽減について】

下記の方は必要書類を添えて負担軽減の申請をすることで、利用料の負担軽減を適用できます。

軽減事由	1時間当たり軽減額（上限）
生活保護世帯	300円
市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯※	200円
市町村が特に支援が必要と認めた世帯	200円

※算定基準となる課税年度について

算定基準となる課税年度は下表のとおり9月で切り替わります。また、算定にあたって、父母の課税（非課税）証明書の提出が必要となる場合もございます。原則は父母が算定対象となりますが、同居の方が対象となる場合もございます。

利用期間	算定基準となる課税年度	申請時に課税証明書が必要な方
4～8月	前年度	前年1月1日時点で三郷市に住所を有しない人
9～3月	本年度	本年1月1日時点で三郷市に住所を有しない人

負担軽減の申請について

- ・負担軽減の申請は、システムの利用申請時に負担軽減の有無を選択することで申請出来ます。
- ・既に本制度の認定を受けている方で、9月以降引き続き負担軽減を受けたい方および、新たに負担軽減を受けたい方は8月20日までに乳児等支援給付認定変更届出書をご提出ください。
- ・利用開始後に家庭状況の変更等により負担軽減事由に該当し申請をしたい場合は、変更を希望する月の前月20日までに乳児等支援給付認定変更届出書をご提出ください。
- ・負担軽減の対象となった場合であっても、施設によって利用料の負担軽減額が異なる場合や負担軽減を受けられない場合がございます。

【キャンセルについて】

以下のとおりのキャンセルの取り扱いとします。

	キャンセル	利用時間消費	キャンセル料
利用日前日（23時59分）まで	可能	無し	無し
利用日当日	可能	消費する	無し

市内実施施設

施設名	施設類型	住所	電話番号	実施日・時間 ※1	食事 の提供	利用料	支払 方法	利用定員 ※3	受入れ年齢
高州保育所	公立保育所	高州 2-259-2	048-955-0325	平日 (月曜日から金曜日) 9:30~11:30 13:00~16:00	なし	300円 /1時間	現金 (前払い) ※2	4名	6か月~2歳児
早稲田保育所	公立保育所	早稲田 3-18-13	048-959-0911					4名	

※1 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休業日となります。

※2 予約時間と利用時間が異なった場合につきましては、降園時に利用料の精算をいたします（30分150円）。

※3 同時預かり可能な人数となります。

【その他ご注意いただきたいこと】

利用に関する注意事項

- ・初回面談の結果、施設でおこさまを安全にお預かりすることが難しい場合は、ご利用をお断りする場合があります。
- ・当日のおこさまの体調によって、利用のお断りや利用途中でのお迎えをお願いすることがあります。
- ・初回面談及び利用予約の受付期限が施設休業日に該当する場合、システム上で仮予約は出来ませんが、承認はされず予約取消しとなります。
- ・予約利用時間を超えて実利用があった場合は、30分を単位（30分未満は30分に切り上げ）として利用料が発生し、あわせて利用時間が消費されます。
※30分を単位とするのは1時間以上利用した場合に限ります。利用時間が30分未満の場合は最低予約時間である1時間分の利用料が発生し、あわせて利用時間が消費されます。
- ・当日、利用キャンセルする場合は、必ず施設へご連絡ください。
- ・事業者都合で予約が取り消しとなる場合があります（職員配置が困難、災害時等の場合）。
- ・利用施設でのルールを遵守しない場合や、無断キャンセル、送迎時間を守らない状況などが続く場合、本事業の利用をお断りする場合がございます。

手続きに関する注意事項

- ・本制度の認定を受けている方が他自治体へ転出する場合には、認定消滅届をご提出ください。利用を希望する場合は、転入した自治体でご利用のお手続き（利用登録）を行ってください。
- ・本制度ご利用中に、保育施設等を利用開始した場合は認定消滅届をご提出ください。
- ・兄弟姉妹の登録を追加したい場合は、新たなメールアドレスが必要となります。
- ・利用申請時と状況が変更となる場合は、必ず乳児等支援給付認定変更届出書を市へご提出ください。認定内容に変更が生じる場合（負担軽減の適用可否等含む）は、システム上で新しい認定証が発行されます。

【三郷市立保育所以外の施設（市外施設等）をご利用される方へ】

- ・利用料や支払方法、持ち物等施設によって異なる場合がございます。必ず施設情報をご確認ください。
- ・施設が初回面談や利用予約の受付期間を定めている場合、また、施設がキャンセル料の取扱いを定めている場合、三郷市の定めた取扱いとなります。